

重 要

広島県高等学校等奨学金

償 還 の し お り

《令和2年4月改訂版》

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

〈決定番号を記入してください〉

償還に関わる手続きなどについて説明しています。

償還が完了するまで、大切に保管してください。

広島県教育委員会事務局
学びの変革推進部
教育支援推進課

償還を始めるみなさんへ

広島県高等学校等奨学金は、貸付期間満了後、6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。

この償還金は、後輩の奨学生への貸付原資になります。したがって、必ず償還していただく必要があります。

新たに奨学金を希望する方のためにも、償還についての将来設計を立て、約束どおりの方法で確実に償還してください。

ここでは、償還の概要について説明しますので、このしおりをお読みいただき、別紙「奨学金借用証書」と「奨学金償還計画書」を高等学校等へ必ず提出してください。

なお、**書類の提出がない場合や不備が修正されない場合は、据置期間経過後に、貸付けを受けた奨学金の全額を一括して償還していただくこと**になります。

- ◎ 必要な手続きを定められた時期までに完了しない場合は、償還の猶予等を受けることができなくなりますので、よく読んで間違いのないように手続きを行ってください。
- ◎ 次の場合は、ただちに広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係まで連絡してください。
 - ・住所、氏名、連絡先などに変更があった場合
 - ・償還することが困難となる事情が生じた場合

連絡先

〒730-8514 広島市中区基町9-42

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係
電話：082(513)4996

メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問い合わせの場合は、「件名」を「高校奨学金」としてください。)

後輩のために責任を持って償還してください

目 次

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 償還の概要 | |
| (1) 償還開始時期 | 1 |
| (2) 償還期限 | 1 |
| (3) 償還期間・償還方法 | 1 |
| (4) 償還例 | 2 |
| (5) 納入について | 3 |
| (6) 延滞利息 | 3 |
| (7) 督促, 法的措置 | 3 |
| (8) 償還の猶予 | 4 |
| (9) 償還の免除 | 4 |
| (10) その他 | 4 |
| 2 償還手続きについて | |
| (1) 提出書類 | 5 |
| (2) 作成上の注意事項 | 5 |
| ア 共通事項 | 5 |
| イ「奨学金借用証書」について | 5 |
| ウ「奨学金償還計画書」について | 5 |
| 3 償還猶予・免除手続きについて | |
| (1) 提出書類 | 6 |
| ア 償還猶予の場合 | 6 |
| イ 償還猶予期間の延長を希望する場合 | 7 |
| ウ 償還免除の場合 | 7 |
| (2) 作成上の注意事項 | 7 |
| (3) 審査結果について | 7 |
| (4) その他の留意事項 | 7 |
| 4 記入例 | |
| (1) 奨学金借用証書 | 8 |
| (2) 奨学金償還計画書 | 1 1 |
| (3) 奨学金償還猶予申請書 | 1 2 |
| 5 各種届出用紙 | 1 3 |

1 償還の概要

(1) 償還開始時期

奨学金の貸付期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。

例えば、3月に貸付期間が満了した場合は、4月から起算して6か月の据置期間を経過した10月から償還していただきます。

(2) 償還期限

貸付けを受けた奨学金の総額（以下「貸付総額」という。）をその額に応じて求めた償還年数（※）（最も長い年数）で償還した場合の最終償還日のことです。

（※）貸付総額を次表左欄に掲げる「貸付総額」の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる「年間償還基準額」で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。）に相当する年数。

| 貸付総額 | 年間償還基準額 |
|-----------------------|------------|
| 200,000円以下 | 30,000円 |
| 200,000円を超え400,000円以下 | 40,000円 |
| 400,000円を超え500,000円以下 | 50,000円 |
| 500,000円を超え600,000円以下 | 60,000円 |
| 600,000円を超え700,000円以下 | 70,000円 |
| 700,000円を超える場合 | 貸付総額の10分の1 |

【考え方】

貸付総額648,000円、令和2年10月償還開始の例

⇒上記表から算定すると償還年数は9年（端数切捨て）となり、償還期限は令和11年9月30日となります。

(3) 償還期間・償還方法

償還期限の範囲内で「月賦」、「半年賦」、「年賦」又は「一括」のいずれかの方法を選択の上、償還していただきます（次表参照）。

| | 月賦 | 半年賦 | 年賦 | 一括償還 |
|------|--|----------------------|-----------------|-------------|
| 償還方法 | 毎月償還 | 半年に1回の償還 (10月・4月) | 年1回の償還 (10月) | 償還開始月に一度に償還 |
| 償還回数 | 償還期限以内に償還が可能な回数 | | | 1回 |
| 償還額 | ・ 毎回均等額 ・ 毎回の償還額は <u>百円単位</u> とし、端数は最終回で調整する。 | | | 全額 |

【考え方】

貸付総額648,000円、令和2年10月償還開始の例

⇒1ページ1(2)の表から算定すると償還年数は9年となりますが、これを5年間で償還すると計画した場合、償還期間は令和2年10月から令和7年9月までとなります。

選択した方法で償還計画を立て、「奨学金償還計画書」を提出してください。
また、償還開始後、償還残額の全部又は一部を繰り上げて償還すること(償還方法の変更)もできますので、希望される場合は別途お問い合わせください。

(4) 償還例

(月賦の例) 奨学金を 毎月18,000円、3年間借り受けた場合

- ・貸付総額 18,000円×36か月(12か月×3年間) : 648,000円①
- ・年間償還基準額 : 70,000円②
- ・償還年数 ①/② : $648,000 \div 70,000 = 9.25 \Rightarrow$ 9年(端数切り捨て)
- ・償還期限(令和2年10月償還開始の場合) : 令和11年9月30日

≪最長9年間で償還することとなるが、5年の月賦で償還する計画とした≫

$648,000 \text{円} \div 60 \text{回} [12 \text{回}(1 \text{年} 12 \text{回}) \times 5 \text{年}] = 10,800 \text{円}$

毎月10,800円を償還する。

(1回の償還額10,800円、最終回の償還額10,800円)

- ・償還期間 : 令和2年10月から令和7年9月まで

(半年賦の例) 奨学金を 毎月30,000円、2年間借り受けた場合

- ・貸付総額 30,000円×24か月(12か月×2年間) : 720,000円①
- ・年間償還基準額 : 貸付総額の10分の1②
- ・償還年数 ①/② : $720,000 \div 72,000 = 10 \Rightarrow$ 10年
- ・償還期限(令和2年10月償還開始の場合) : 令和12年9月30日

≪最長10年間で償還することとなるが、7年の半年賦で償還する計画とした≫

$720,000 \text{円} \div 14 \text{回} [2 \text{回}(1 \text{年} 2 \text{回}) \times 7 \text{年}] = 51,428.57 \dots$

1回の償還額は百円単位であるため、51,500円を1回の償還額とすると、
最終回の償還額は、 $720,000 \text{円} - (51,500 \text{円} \times 13 \text{回}) = 50,500 \text{円}$ となる。

半年毎に51,500円(ただし最終回は50,500円)を償還する。

(1回の償還額51,500円、最終回の償還額50,500円)

- ・償還期間 : 令和2年10月から令和9年4月まで

※ 令和2年10月償還開始の場合 : 毎年10月と4月に償還することとなります。

(年賦の例) 奨学金を 毎月35,000円, 3年間借り受けた場合

- ・貸付総額 35,000円×36か月(12か月×3年間) : 1,260,000円①
- ・年間償還基準額 : 貸付総額の10分の1②
- ・償還年数 ①/② : $1,260,000 \div 126,000 = 10 \Rightarrow$ 10年
- ・償還期限(令和2年10月償還開始の場合) : 令和12年9月30日

《最長である10年間の年賦で償還する計画とした》

$1,260,000 \text{円} \div 10 \text{回} [1 \text{回}(1 \text{年} 1 \text{回}) \times 10 \text{年}] = 126,000 \text{円}$

年毎に126,000円を償還する。

(1回の償還額126,000円, 最終回の償還額126,000円)

- ・償還期間 : 令和2年10月から令和11年10月まで

※令和2年10月償還開始の場合 : 毎年10月に償還することとなります。

(5) 納入について

納入に当たっては、提出された「奨学金償還計画書」に基づき「金融機関口座からの自動引落」(以下「口座振替」という。)により行っていますので、必ず口座振替の手続きを行っていただきます。

なお、口座振替依頼書の提出方法など、償還手続の詳細については、償還開始月の3か月前頃までに別途郵送にてお知らせします。

(6) 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金の償還期日(納期限)までに償還されないときは、広島県高等学校等奨学金貸付条例第10条に基づき、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じた延滞利息を徴収します。

(7) 督促、法的措置

県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者に外部委託しています。

正当な理由がなく、奨学金の償還期日(納期限)までに償還されないときは、広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱に基づき、奨学生本人と保証人(2名)に対し、委託業者から督促等を行います。

なお、未納が続く場合は、奨学生本人と保証人(2名)に対し、法的措置(裁判所への支払督促申立等)を実施します。(6か月以上未納が続く場合に実施対象)

また、奨学金の償還を怠ったときは、貸付けた奨学金の全部を一括して償還していただくこともあります。

(8) 償還の猶予

借受者（奨学金の貸付けを受けた者）が、災害その他特別の事由により、償還が困難であると認められる場合には、申請に基づき1年を限度として償還が猶予できる場合があります。

【償還が猶予できる場合】

- ① 災害により損害を被ったため償還が困難と認められるとき
- ② 長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- ③ 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ④ その他知事が特に必要と認めるとき
(失業、経済困難、入学(受験)準備中のため予備校に在籍等)

- ・納期限が過ぎた償還金の償還猶予はできません。
- ・償還猶予を受けるには、原則として滞納がないことが前提となります。償還金を延滞している場合、償還猶予が受けられないことがあります。
- ・猶予理由によっては、限度として通算5年しか償還猶予が受けられない場合があります。

(9) 償還の免除

次のいずれかに該当する場合は、申請に基づき償還金の全部又は一部を免除できる場合があります。

【償還が免除できる場合】

- ① 借受者が死亡したとき
- ② 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき など

(10) その他

- ・保証人は、借受者と全く同じ義務を負います。(連帯保証人)

償還の概要については、保証人に対して十分に説明の上、理解を得ておいてください。

- ・保証人を2名立てられない場合、償還残額の全部を繰り上げて償還させることがあります。また、償還の猶予を受けられない場合があります。

・償還計画後に、償還方法を変更することも可能です。(例：月賦→一括償還)
変更を希望される場合は、まず電話等で御相談ください。

- ・やむを得ない事情で計画どおり償還ができない場合は、まず電話等で御相談ください。

2 償還手続きについて

(1) 提出書類

学校が指定した期日までに、次の書類を必ず提出してください。償還の猶予を申請する場合でも提出が必要です。

書類の提出がない場合や不備が訂正されない場合は、6か月の据置期間が経過後に貸付けを受けた奨学金の全額を一括して償還していただくこととなります。

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 奨学金借用証書 | } ※ 必ずコピーをとり、保管しておいてください。 |
| ② 奨学金償還計画書 | |

(2) 作成上の注意事項

ア 共通事項

- ・訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正印を押印してください。(修正液、修正テープなどでの訂正はできません。)
- ・鉛筆やフリクションペンなどの消せる筆記具は使用しないでください。
- ・「借受者」欄及び「保証人」欄は、必ずそれぞれが自署(自筆で署名)し、押印してください。

なお、「保証人」は、連帯して債務を負担する連帯保証人となりますので、その旨を説明してください。

また、保証人は、貸付時と同一の者となりますが、死亡又は住所不明、その他の理由で変更する場合は、「保証人変更届」を提出し、保証人の変更手続きを行ってください。この場合、新たに保証人になれる方の「印鑑登録証明書」を添付するとともに、住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。届出には印鑑登録された印鑑(実印)を押印してください。

イ 「奨学金借用証書」について

- ・「借用金額」は訂正できません。

金額欄を誤って記載した場合は、再度用紙をお送りしますので、連絡してください。

※ 租税特別措置法第91条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県が行う学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税は非課税となります。

ウ 「奨学金償還計画書」について

- ・ここに記入する償還期間は、償還猶予を希望する場合でも、猶予期間は考慮せず、6か月の据置期間経過後(例：令和2年3月に貸付終了の場合は令和2年10月から)、ただちに償還を開始するものとして償還期間を記入してください。
- ・一括償還の場合、「1回の償還額(a)」欄に1回で償還する額を記入し、「最終回の償還額(b)」及び「償還回数(c)」欄は空欄としてください。

3 償還猶予・免除手続きについて

償還の猶予を申請する場合は、添付している申請書により行ってください。

また、免除を申請する場合は、申請書類をお送りしますので、まずは電話で連絡してください。

これらの要件については、4ページの1(8)償還の猶予、1(9)償還の免除を参照してください。

猶予の申請については、猶予の事由を証明する書類(当該申請年度に取得した在学証明書等)を添付して、広島県教育委員会事務局 学びの变革推進部 教育支援推進課 企画調整係へ提出してください。

原則として、毎月25日(25日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに申請書を受け付け猶予決定したものについて、翌月の償還分から猶予を開始します。(電話での申請は受け付けられませんので、御注意ください。)

(※) 高等学校等へ在学していることを理由に猶予を希望する場合は貸付終了後速やかに、また、大学等へ進学したことを理由に猶予を希望する場合は4月末までに、猶予申請書を提出してください。在学中であっても申請がない場合には、6か月の据置期間経過後に「奨学金償還計画書」に基づいて償還を開始します。

(1) 提出書類

ア 償還猶予の場合

次の申請書及びその事由を証明する書類を提出してください。

- ① 奨学金償還猶予申請書
- ② 事由を証明する書類

| 事 由 | 添付書類の例 |
|---|---|
| 災害により損害を被ったため償還が困難なとき | 警察・消防・その他官公署の発行する証明書 |
| 長期の傷病等により償還が困難なとき | 「就労不可」の記載がある医師の診断書 |
| 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき | 在学証明書の原本 (学生証の写しは不可) |
| その他知事が特に必要と認めるとき(失業、経済困難、入学(受験)準備中のため予備校に在籍等) | 所得証明書、雇用保険受給資格者証の写し・離職票の写し、予備校の在籍証明書等(詳細はお問い合わせください。) |

イ 償還猶予期間の延長を希望する場合

償還猶予期間は、1年ごとの承認になるため、猶予期間満了後もなお償還を猶予された理由となる事実が継続し、猶予期間の延長を希望する場合は、次の申請書及びその事由を証明する書類を提出してください。

① 奨学金償還猶予申請書

② 事由を証明する書類（前ページの表を参考にしてください）

大学等に進学した場合で、2年目以降も在学中であることを理由に猶予を希望する場合は、毎年4月中に猶予申請書を提出していただく必要がありますが、2年目以降の申請を忘れるケースが多く見受けられます。

2年目以降、毎年4月末までに申請がない場合には、大学等に在学中であっても、猶予期間満了から6か月の据置期間経過後、償還が開始されますのでご注意ください。

ウ 償還免除の場合

① 奨学金償還免除申請書

② 事由を証明する書類

(2) 作成上の注意事項

償還に係る書類と同様、「借受者（死亡の場合は相続人）」及び「保証人」欄は、必ずそれぞれが自署（自筆で署名）、押印してください。

(3) 審査結果について

提出された書類を審査の上、猶予又は免除が適当であると認められた場合には、猶予の場合は「奨学金償還猶予承認通知書」を、免除の場合は「奨学金償還免除承認通知書」を本人（死亡の場合は相続人）に送付します。

(4) その他の留意事項

・ 猶予期間満了前に退学するなど、猶予事由に該当しなくなった場合は、速やかに連絡してください。

・ 納期限を過ぎた償還分については、遡っての猶予及び免除はできません。

・ 奨学生本人又は保証人の住所等に変更が生じた場合は、別途届出が必要です。（届出用紙は13ページ以降に添付しています。）

また、各種届出用紙は、広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」にも掲載していますので御活用ください。

（[広島県高等学校等奨学金](#)で検索🔍）

4 記入例

(1) 奨学金借用証書

印紙
不要

奨 学 金 借 用 証 書

令和 2 年 〇 月 〇 日

広島県教育委員会 様

借受者 住 所 広島市中区基町9-42

氏 名 広島太郎 (印) (広)

決定番号 第293001号 (島)

高等学校等名 広島県立〇〇高等学校

借受者が自署(自筆で署名)・押印してください。

私は、広島県高等学校等奨学生として次の奨学金を借り受けました。
ついては、広島県高等学校等奨学金貸付条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則
に従い、別紙償還計画書により遅滞なく償還します。

奨学金の種類 修学奨学金
借用金額 金 648,000 円

私たちは、借受者と連帯して債務を負担します。

「借用金額」は、訂正できません。
誤って記載した場合は、別途用紙を
お送りしますので、連絡してください。

保証人 住 所 広島市中区基町9-42 (広)

(親権者等) 氏 名 広島〇〇 (印) (島)

保証人 住 所 福山市△△町〇-〇-〇 (福)

氏 名 福山〇〇 (印) (山)

保証人(貸付時と同一の者)それぞれに、
「償還の概要」や「連帯保証人」であること
について説明するとともに、保証人それ
ぞれが自署(自筆で署名)し、印鑑登録
された印鑑(実印)を押印してください。

印鑑登録され
た印(実印)

(2) 奨学金償還計画書

次の償還算出方法を利用して、あなた自身の償還計画を無理のないようによく検討して立ててください。

⇒借受総額（貸付額）① _____ 円 - 既償還額（途中で一部償還した額） _____ 円
 = 差引借受額 _____ 円となります

≪償還算出方法≫

1 償還年数を求めます。

貸付額を次表左欄に掲げる「貸付額」の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる「年間償還基準額」で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。）に相当する年数。

| 貸付額 | 年間償還基準額 |
|-----------------------|------------|
| 200,000円以下 | 30,000円 |
| 200,000円を超え400,000円以下 | 40,000円 |
| 400,000円を超え500,000円以下 | 50,000円 |
| 500,000円を超え600,000円以下 | 60,000円 |
| 600,000円を超え700,000円以下 | 70,000円 |
| 700,000円を超える場合 | 貸付総額の10分の1 |

貸付総額 _____ 年間償還基準額 _____ 償還年数 _____
 ① _____ 円 ÷ _____ 円 = ② _____ 年（端数切り捨て）

⇒ 償還年数② _____ 年（償還年数以内で償還する必要があります）

2 償還期限を求めます。

令和2年3月に貸付期間が満了した場合又は貸付けを打ち切られた場合は、令和2年4月から起算して6か月の据置期間を経過した令和2年10月から償還が開始します。

償還期限は、上記「償還年数②」による償還の満了日となり、令和2年10月から償還開始となる場合、償還期限は令和（2+償還年数②）年9月30日となります。

⇒ 償還期限③ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（償還猶予の期間は含めません）

3 償還方法、償還回数、償還額、償還期間を求めます。

次表を参考にして求めてください。

| | 月 賦 | 半 年 賦 | 年 賦 | 一括償還 |
|---------|---------------------------------------|----------------------|-----------------|-------------|
| 償 還 方 法 | 毎月償還 | 半年に1回の償還 (10月・4月) | 年1回の償還 (10月) | 償還開始月に一度に償還 |
| 償 還 回 数 | 償還期限以内で借受者が希望する回数 | | | 1回 |
| 償 還 額 | ・毎回均等額 ・毎回の償還額は百円単位とし、端数は最終回で調整する。 | | | 全額 |

※1年につき、月賦の場合12回、半年賦の場合2回、年賦の場合1回の償還回数となります。

⇒ 償還方法④ 月賦 半年賦 年賦 一括償還（いずれかを選択）

貸付総額① _____ 償還回数（償還期限の範囲内） _____ 償還額 _____
 ① _____ 円 ÷ ⑤ _____ 回 = ⑥ _____ 円

⇒ 1回の償還額⑥ _____ 円（百円単位）、最終回の償還額⑦ _____ 円（百円単位）
 （均等額の場合、⑥と⑦は同額になります）

⇒ 償還期間⑧ 令和2年10月から令和 _____ 年 _____ 月まで
 （上記「償還期限③」の範囲内で「償還回数⑤」に応じた期間となります）

<参考>

最長の償還年数で計画した場合の償還額等

○国公立・自宅通学の場合

| | |
|-------|----------|
| 借受月額 | 18,000円 |
| 借受月数 | 12月 |
| 借受金額① | 216,000円 |
| 償還年数② | 5年 |
| 償還期限③ | R7.9.30 |

| | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 償還方法④ | 月賦 | 半年賦 | 年賦 |
| 償還回数⑤ | 60回 | 10回 | 5回 |
| 1回の償還額⑥ | 3,600円 | 21,600円 | 43,200円 |
| 最終回の償還額⑦ | 3,600円 | 21,600円 | 43,200円 |
| 償還期間⑧ | R7.9.30 | R7.4.30 | R6.10.31 |

| | |
|-------|----------|
| 借受月額 | 18,000円 |
| 借受月数 | 24月 |
| 借受金額① | 432,000円 |
| 償還年数② | 8年 |
| 償還期限③ | R10.9.30 |

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 償還方法④ | 月賦 | 半年賦 | 年賦 |
| 償還回数⑤ | 96回 | 16回 | 8回 |
| 1回の償還額⑥ | 4,500円 | 27,000円 | 54,000円 |
| 最終回の償還額⑦ | 4,500円 | 27,000円 | 54,000円 |
| 償還期間⑧ | R10.9.30 | R10.4.30 | R9.10.31 |

| | |
|-------|----------|
| 借受月額 | 18,000円 |
| 借受月数 | 36月 |
| 借受金額① | 648,000円 |
| 償還年数② | 9年 |
| 償還期限③ | R11.9.30 |

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 償還方法④ | 月賦 | 半年賦 | 年賦 |
| 償還回数⑤ | 108回 | 18回 | 9回 |
| 1回の償還額⑥ | 6,000円 | 36,000円 | 72,000円 |
| 最終回の償還額⑦ | 6,000円 | 36,000円 | 72,000円 |
| 償還期間⑧ | R11.9.30 | R11.4.30 | R10.10.31 |

○私立・自宅通学の場合

| | |
|-------|----------|
| 借受月額 | 30,000円 |
| 借受月数 | 12月 |
| 借受金額① | 360,000円 |
| 償還年数② | 9年 |
| 償還期限③ | R11.9.30 |

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 償還方法④ | 月賦 | 半年賦 | 年賦 |
| 償還回数⑤ | 108回 | 18回 | 9回 |
| 1回の償還額⑥ | 3,300円 | 20,000円 | 40,000円 |
| 最終回の償還額⑦ | 6,900円 | 20,000円 | 40,000円 |
| 償還期間⑧ | R11.9.30 | R11.4.30 | R10.10.31 |

| | |
|-------|----------|
| 借受月額 | 30,000円 |
| 借受月数 | 24月 |
| 借受金額① | 720,000円 |
| 償還年数② | 10年 |
| 償還期限③ | R12.9.30 |

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 償還方法④ | 月賦 | 半年賦 | 年賦 |
| 償還回数⑤ | 120回 | 20回 | 10回 |
| 1回の償還額⑥ | 6,000円 | 36,000円 | 72,000円 |
| 最終回の償還額⑦ | 6,000円 | 36,000円 | 72,000円 |
| 償還期間⑧ | R12.9.30 | R12.4.30 | R11.10.31 |

| | |
|-------|------------|
| 借受月額 | 30,000円 |
| 借受月数 | 36月 |
| 借受金額① | 1,080,000円 |
| 償還年数② | 10年 |
| 償還期限③ | R12.9.30 |

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 償還方法④ | 月賦 | 半年賦 | 年賦 |
| 償還回数⑤ | 120回 | 20回 | 10回 |
| 1回の償還額⑥ | 9,000円 | 54,000円 | 108,000円 |
| 最終回の償還額⑦ | 9,000円 | 54,000円 | 108,000円 |
| 償還期間⑧ | R12.9.30 | R12.4.30 | R11.10.31 |

記入後はコピーを取り、償還が完了するまで保管してください。

奨学金償還計画書

借受者 住所 **広島市中区基町9-42**
氏名 **広島太郎** (印)



私は、次の償還計画に基づき滞りなく、奨学金（**修学奨学金**）を償還します。

| | | | |
|-----------|--|--|-------------------------------|
| 決定番号 | 第 293001 号 | 「償還方法」 9ページ「償還算出方法」で求めた償還 期限③を記入してください。 | 必ず押印する |
| 氏名 | 広島太郎 | | |
| 借受額 | 借受総額(A) | 648,000円 | |
| | 既償還額(B) | 0円 | |
| | 差引借受額(A-B) | 648,000円 | |
| 償還方法 | 希望する償還方法にチェックしてください。④ <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 年賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input checked="" type="checkbox"/> 月賦 | | |
| | 償還期限③ | 令和11年9月30日 | |
| | 償還期間 | 令和2年10月から⑧令和9年9月まで | |
| | 1回の償還額(a)⑥ | 7,700円 | 償還総額① $a \times (c - 1) +$ |
| | 最終回の償還額(b)⑦ | 8,900円 | |
| 償還回数(c)⑤ | 84回 | | |
| | | 648,000円 | |
| 借受者(本人) | 高等学校等名 | 広島県立〇〇高等学校 | |
| | 借受終了後の住所 | 〒730-8514 (自宅電話 082-***-****) 広島市中区基町9-42 (携帯電話 090-****-****) | |
| | 卒業後の進路 | <input checked="" type="checkbox"/> 進学 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> その他() | |
| | 就職先 | 名称 | 所在地 |
| 保証人(親権者等) | 氏名 | 広島 〇〇 | |
| | 住所 | 〒730-8514 (自宅電話 082-***-****) 広島市中区基町9-42 (携帯電話 090-****-****) | |
| | 勤務先 | 名称 | 所在地 |
| | | | 〇〇〇株式会社 |
| 保証人 | 氏名 | 福山 〇〇 | |
| | 住所 | 〒***-**** (自宅電話 084-***-****) 福山市△△町□-□-□ (携帯電話 090-****-****) | |
| | 勤務先 | 名称 | □□株式会社 |

注 1
2

「償還期間」について
 ※貸付期間が満了する月の翌月又は貸付が打ち切られた日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した月から、「償還回数」欄に記入した回数に相当する月までを記載してください。
 ※償還猶予を希望する場合でも、猶予期間は含めずに記入してください。(猶予が承認された場合、償還期限等は猶予期間に応じて延長されます。)

(3) 奨学金償還猶予申請書

奨学金償還猶予申請書

令和 2 年 〇 月 〇 日

広島県教育委員会 様

借受者が自署(自筆で署名)・押印してください。

借受者 住所 広島市中区基町9-42 (広島)
氏名 広島太郎 (印) (広島)
電話番号 082-***-***
保証人 住所 広島市中区基町9-42 (広島)
(親権者等) 氏名 広島〇〇 (印) (広島)
電話番号 082-***-***
保証人 住所 広島県福山市△△町〇-〇-〇 (福山)
氏名 福山〇〇 (印) (福山)
電話番号 084-***-***

それぞれの保証人に自署(自筆で署名)・押印してもらってください。

次のとおり奨学金の償還の猶予を受けたいので承認してください。

- 1 決定番号 第 293001 号
- 2 希望する償還猶予期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 希望する償還猶予額 648,000 円
- 4 猶予を希望する理由

被災

傷病

在学中(入学年月:令和 年 月,卒業予定年月:令和 年 月)

猶予する期間は1年以内です。
令和3年4月以降も猶予を希望する場合は、改めて申請が必要です。※1年ごとの申請が必要です。

在学を理由に猶予を希望する場合は、入学・卒業(予定)年月を記載してください。

添付書類は、6ページの表を参照してください。

例)大学に在学の場合 ⇒ 在学証明書(当該申請年度(4月以降)に取得した在学証明書を添付)

注 1 猶予を希望する理由を証明する書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

<提出先>

卒業生・卒業予定者・退学した者

⇒ 広島県教育委員会事務局 学びの革新推進部 教育支援推進課 企画調整係へ郵送等により、提出する。(「奨学金借用証書」・「奨学金償還計画書」とは別に提出する。)

貸付終了後も引き続き高校等へ在籍している者

⇒ 在籍している高校等へ、学校が定める期限までに提出する。

5 各種届出用紙

○奨学金償還猶予申請書

猶予を希望する事由を証明する書類を添付してください。(6 ページ参照)

○奨学生(借受者)異動届(住所・氏名・勤務先変更)

変更後の住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。

○保証人異動届(住所・氏名・勤務先変更)

変更後の住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。

○保証人変更届

印鑑登録された印鑑(実印)を押印し、印鑑登録証明書を添付するとともに、新たに保証人となった者の住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。

※各種届出には、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

※住民票の写し等は本籍地及びマイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。

※各種届出用紙は、広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」にも掲載していますので御活用ください。

([広島県高等学校等奨学金](#)で検索👉)

※次の場合は、届出・申請用紙をお送りしますので連絡してください。

- ・引落口座、口座名義人氏名を変更する場合
- ・償還額、償還方法を変更する場合
- ・一括償還を希望する場合
- ・償還免除を申請する場合

<送付先・連絡先>

〒730-8514 広島市中区基町9-42

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係
電話：082(513)4996

メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。)

(メールでお問い合わせの場合は、「件名」を「高校奨学金」としてください。)

後輩のために責任を持って償還してください

奨学金償還猶予申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会 様

借受者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

保証人 住 所

(親権者等) 氏 名

㊟

電話番号

保証人 住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり奨学金の償還の猶予を受けたいので承認してください。

- 1 決定番号 第 号
- 2 希望する償還猶予期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 希望する償還猶予額 円
- 4 猶予を希望する理由
被災
傷病
在学中 (入学年月: 令和 年 月, 卒業予定年月: 令和 年 月)
その他知事が特に必要と認めるとき ()

注 1 猶予を希望する理由を証明する書類を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第6号（第8条関係）

奨学生（借受者）異動届（住所・氏名・勤務先変更）

令和 年 月 日

広島県教育委員会 様

奨学生（保証人） 住所
氏名
電話番号

㊟

次のとおり 住所
氏名 勤務先 を変更しました。

1 決定番号 第 号

2 学校名

3 変更事項 新

旧

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 事由

（ ）

注 1 変更後の住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。

2 不用の文字は、消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※ 氏名を変更する場合、変更後の氏名には必ずフリガナを振ってください。

様式第 10 号 (第 8 条関係)

保証人異動届 (住所・氏名・勤務先変更)

令和 年 月 日

広島県教育委員会 様

保証人 住所
氏名
電話番号

印

次のとおり 住所
氏名 を変更しました。
勤務先

1 奨学生名

2 決定番号 第 号

3 学校名

4 変更事項 新

旧

5 変更年月日 令和 年 月 日

注 1 変更後の住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。

2 不用の文字は、消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

※ 氏名を変更する場合、変更後の氏名には必ずフリガナを振ってください。

保証人変更届

令和 年 月 日

広島県教育委員会 様

奨学生（借受者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話 番 号
決 定 番 号 第 号
高等学校等名

次のとおり保証人が変更となりました。

また、保証人は、奨学生と連帯して貸付けを受けた広島県高等学校等奨学金の返還の義務を履行します。

1 保証人

旧) 氏 名 (続き柄)

新) 氏 名 ⑩ (続き柄)
(フリガナ)

現住所 〒

自宅電話

携帯電話

勤務先

(勤務先電話)

勤務先所在地 〒

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更理由

- 注 1 奨学生（借受者）及び新たに保証人となった者の氏名は、それぞれの者が自署（自筆で署名）すること。
- 2 印鑑登録証明書を添付するとともに、新たに保証人となった者の住所が県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。